

長崎駅周辺エリアデザイン調整会議設置要綱

(目 的)

第1条 長崎駅周辺エリア全体に係るデザインルールづくりや、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設（以下「対象施設」という。）相互間のデザイン調整を行うため、「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」（以下「調整会議」という。）を開催する。（長崎駅周辺エリアの範囲は別図に示すとおりとする。）

(所掌事務)

第2条 調整会議においては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 統一感のある都市景観を創出するための共通デザインルールの設定に関する
こと。
- (2) 対象施設のデザイン案（配置計画を含む）に対する評価及び調整に関する
こと。
- (3) 「環長崎港地域アーバンデザイン会議」への報告に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 調整会議は、知事が委嘱する別表1に掲げる専門家及び事業実施機関をもって組織する。

- 2 調整会議の設置期間は、対象施設が完成するまでとする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第4条 調整会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、調整会議の意見をとりまとめる。
- 4 副座長は、座長が指名し、決定する。
- 5 副座長は、座長に事故があるときの職務代理者となる。

(調整会議)

第5条 調整会議は、知事が必要に応じて開催する。

- 2 調整会議の議長は、座長が当たる。
- 3 調整会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 座長が必要と認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 調整会議の庶務は、長崎県企画振興部まちづくり推進室において処理する。

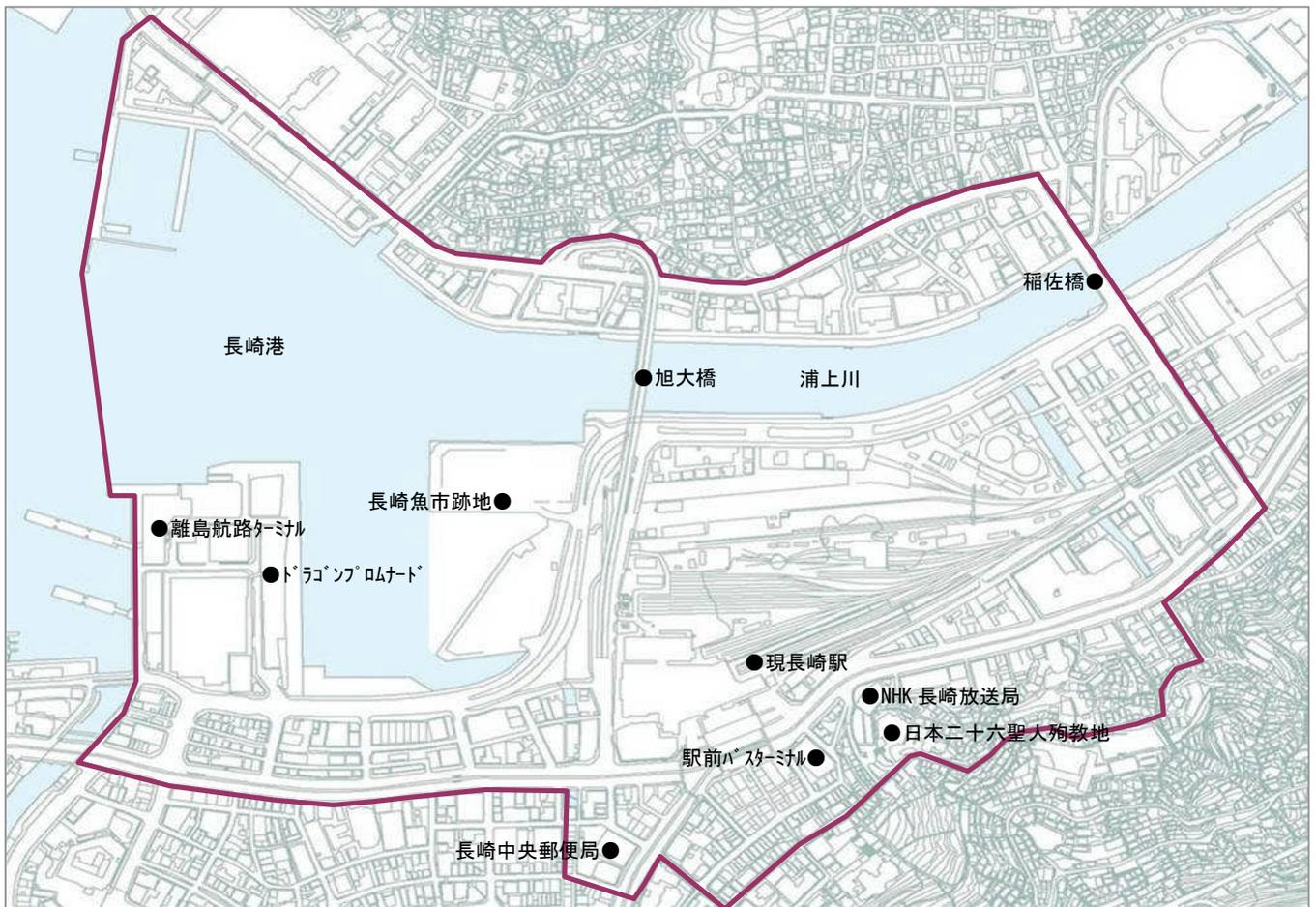
(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行し、調整会議の設置期間が終了したとき、その効力を失う。

別図 長崎駅周辺エリアの範囲



別表1 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議委員名簿（平成26年度）

<専門家>

氏名	役職名
今村 洋一	長崎大学大学院工学研究科 准教授
尾崎 信	東京大学大学院社会基盤学科 助教
篠原 修	東京大学 名誉教授 特定非営利活動法人GSデザイン会議 代表
林 一馬	長崎総合科学大学 名誉教授

五十音順、敬称略

<事業実施機関>

兵藤 公顕	九州旅客鉄道株式会社経営企画部担当部長
鈴木 恒男	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局次長
浅野 和広	長崎県土木部長
牧野 充浩	長崎県企画振興部次長
平松 幹朗	長崎県総務部・企画振興部・土木部参事監
山口 雄二	長崎県交通局長
杉 俊弘	長崎県警察本部警務部長
前田 玄治	長崎県長崎警察署長
中川 正仁	長崎市経済局長
池田 敏明	長崎市建設局長
池田 尚己	長崎市経済局文化観光部長
藤本 晃生	長崎市建設局都市計画部長